平成30年度独立行政法人酒類総合研究所調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人酒類総合研究所(以下「研究所」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 30 年度独立行政法人酒類総合研究所調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 研究所における平成 29 年度の契約状況は、表 1 のとおり、全体の契約件数は 34 件、契約金額は 1.67 億円である。また、競争性のある契約件数は 32 件 (構成比 94.1%)、契約金額は 1.54 億円 (構成比 92.5%)、競争性のない契約件数は 2 件 (構成比 5.9%)、契約金額は 0.13 億円 (構成比 7.5%) となっている。

平成28年度と比較して、競争性のある契約の件数が増加するも金額は減少している(57.6%の減)が、これは28年度に研究所が使用する電気の調達に関する複数年契約(5年間)を締結したことによるものである。

なお、競争性のない随意契約については、上下水道の供給業務等契約の相手方が一の者しか存在しない契約で真にやむを得ないものである。

表1 平成29年度の研究所の調達全体像

(単位:件、億円)

AT THE TENT OF THE						
E /\	平成 28 年度		平成 29 年度		比較増△減	
区分	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(93.8%)	(97.4%)	(91.2%)	(91.5%)	(3.3%)	(△58.1%)
	30	3.64	31	1.53	1	△2. 12
企画競争・公	(0.0%)	(0.0%)	(2.9%)	(1.0%)	(皆増)	(皆増)
募	0	0	1	0.02	1	0.02
競争性のある	(93.8%)	(97.4%)	(94. 1%)	(92.5%)	(6.7%)	(△57.6%)
契約(小計)	30	3.64	32	1.54	2	△2. 10
競争性のない	(6.3%)	(2.6%)	(5.9%)	(7.5%)	(0.0%)	(27. 9%)
随意契約	2	0.10	2	0.13	0	0.03
合 計	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(6.3%)	(△55. 4%)
	32	3.74	34	1. 67	2	△2. 07

- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
- (注2) 比較増△減の() 書きは、平成29度の対28年度伸率である。
- (2) 研究所における平成 29 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のとおり、契約件数は 5 件 (構成比 15.6%)、契約金額は 0.13 億円 (構成比 8.3%) である。

平成28年度と比較して、一者応札・応募による契約金額が少なくなっている(2.17億円の減)が、減少要因は主に28年度の電気の調達(5年契約)によるものである(契約金額1.99億円)。また、29年度の一者応札・応募の調達を類型別に見ると、一者応札契約件数5件の内、研究用機器の保守契約及び研究業務の委託(以下「研究用機器

等契約」という。)件数は4件(構成比80.0%。契約金額は0.11億円(構成比86.2%)。)と大半を占めている。研究用機器等契約については、その仕様が各研究業務に応じた特殊なものとなる場合があり、対応できる業者が必然的に絞られるため、一者応札になりやすい傾向にある。

表 2 平成 29 年度の研究所の一者応札・応募状況 (単位:件、億円)

		平成 28 年度	平成 29 年度	比較増△減	
2者 以上	件数	21 (70.0%)	27 (84.4%)	6 (28.6%)	
	金額	1. 35 (37. 0%)	1. 42 (91. 7%)	0.07 (5.1%)	
1者 以下	件数	9 (30.0%)	5 (15.6%)	△4 (△44.4%)	
	金額	2. 30 (63. 0%)	0.13 (8.3%)	$\triangle 2.17 (\triangle 94.4\%)$	
合計	件数	30 (100%)	32 (100%)	2 (6.7%)	
	金額	3. 64 (100%)	1.54 (100%)	$\triangle 2.10 (\triangle 57.6\%)$	

- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
- (注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。
- (注3) 比較増△減の()書きは、平成29年度の対28年度伸率である。

(参考) 平成29年度の研究所の一者応札・応募状況(類型別)

		平成 28 年度	平成 29 年度	比較増△減	
研究 用機 器等 契約	件数	7 (77.8%)	4 (80.0%)	△3 (△42.9%)	
	金額	0. 24 (10. 3%)	0.11 (86.2%)	△0.13 (△53.4%)	
上記以外	件数	2 (22.2%)	1 (20.0%)	△1 (△50.0%)	
	金額	2.06 (89.7%)	0.02 (13.8%)	△2.04 (△99.1%)	
合計	件数	9 (100%)	5 (100%)	△4 (△44.4%)	
	金額	2.30 (100%)	0.13 (100%)	△2.17 (△94.4%)	

- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
- (注2) 比較増△減の()書きは、平成29年度の対28年度伸率である。
- (3) 研究所における平成 29 年度の共同調達の実施状況は、契約件数は7件、契約金額は 0.17 億円となっている。

共同調達は、平成27年度からの継続的な取組として行っており、事務量及び調達コストの削減を実現しているが、29年度の契約金額については、人件費・燃料費等の上昇により、28年度と比較して横ばいもしくは増加となっている。

(4) 研究所における平成 29 年度の複数年契約の実施状況は、契約件数は 4 件、契約金額 は 0.54 億円となっている。

複数年契約の推進により、スケールメリットを働かせるとともに、契約事務に要する事務量が削減されている。

2. 重点的に取り組む分野

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、平成29年度と同様、汎用的な物品・役務に関する調達及び企画提案型入札の実施について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化を推進することで、調達の質の向上に努めることとする。

(1) 汎用的な物品・役務に関する調達

汎用的な物品・役務に関する調達について、平成25年12月24日付閣議決定「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を踏まえ、調達コスト低減等の観点から、平成30年度においても、立地条件も配慮しながら、①及び②の取組を継続することにより経費節減に努める。

① 共同調達

共同調達の実施品目については、8件以上とする。また、中小企業者の受注の機会の増大を図るため、共同調達を行う際に、経済合理性に留意しつつ、適切な品目分類、適切な配送エリア等の設定に努める。

② 複数年契約の推進

中小企業者の受注の確保等に留意しつつ、ランニングコストを中期的に捉え、複数年契約によるスケールメリットを働かせるとともに、契約事務に要する事務量を削減し、コスト意識を持った取組を推進する。

(2) 企画提案型入札の実施

限られた予算の中で質の高い調達を行うため、中小企業者の受注の確保等に留意しつつ、総合評価落札方式や企画競争などの企画提案型競争入札について可能な限り実施することとし、平成30年度は1件以上実施することを目標とする。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に研究所内に設置された契約審査委員会(委員長は契約責任者)に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。ただし、緊急の必要によりただちに随意契約を行わなければならない場合等やむを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

(2) 不祥事事件の未然防止に関する研修の実施

不祥事事件を未然に防止するため、引き続き研究所職員(非常勤職員含む)を対象とした研修を実施し、「会計検査院決算検査報告」や新聞等で明らかになった不祥事事例を紹介することにより、調達における規程等の遵守の重要性について理解を深めることとする。

また、研修の実施に当たっては、受講者に理解度チェック兼アンケートを実施して 研修効果を定量的に測定し、その結果を次回の研修に反映させることで研修内容の充 実を図り、研修効果の向上に努めることとする。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の

評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・ 策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事を総括責任者とする調達等合理 化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 理事

副総括責任者 総務課長

メンバー業務統括部門長、課長補佐、会計係長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、研究所のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理 化計画の改定を行うものとする。